

○伊豆の国市景観条例施行規則

平成26年7月31日規則第26号

改正 平成28年3月30日規則第10号

令和元年6月28日規則第5号

令和3年2月4日規則第5号

伊豆の国市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊豆の国市景観条例（平成26年伊豆の国市条例第18号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(景観計画の住民等による提案)

第2条 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第11条第1項又は第2項の規定による計画の提案を行う場合は、様式第1号による景観計画提案書を市長に提出するものとする。

(景観計画区域内における行為の届出)

第3条 法第16条第1項に規定する行為の届出は、様式第2号による行為届出書に別表1に掲げる図書及びその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するものとする。

2 前項の届出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令に基づく手続を行おうとする日（当該手続を要しない行為の場合は、当該行為に着手しようとする日）の30日前までに行わなければならない。

(届出を要しない行為)

第4条 条例第12条の各号の行為のうち、規則で定めるものは、別表2のとおりとする。

2 条例第12条第2号の行為のうち、規則で定める工作物は、次のとおりとする。

- (1) 垣、柵、擁壁その他これらに類する工作物であって、高さ3メートル未満のもの
- (2) 橋梁（りょう）、高速道路、高架鉄道その他これらに類する工作物であって、20メートル以下のもの
- (3) 前2号以外の工作物の場合にあつては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第6号の規定による高さが15メートル以下（市街化調整区域内の工作物にあつては、10メートル以下）のもの

(行為の変更の届出)

第5条 法第16条第2項の規定による行為の変更の届出は、様式第3号による行為変更届出書に、別表1に掲げる図書のうち当該変更に係る図書を添付して行うものとする。

(適合通知)

第6条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合は、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、様式第4号による適合証明書により通知するものとする。

(届出行為の完了届)

第7条 条例第14条の規定による完了届の提出は、様式第5号による行為完了届出書により行うものとする。

(景観計画区域内における行為の通知)

第8条 法第16条第5項の規定による行為の通知は、様式第6号による行為通知書に、別表1に掲げる図書を添付して市長に提出することにより行うものとする。

(勧告)

第9条 法第16条第3項の規定による勧告は、様式第7号による勧告書により行うものとする。

(公表通知)

第10条 条例第32条第1項の規定による公表する旨の通知は、様式第8号による公表通知書により行うものとする。

(命令)

第11条 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、様式第9号による命令書により行うものとする。

(身分証明書)

第12条 法第17条第8項及び法第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による身分を示す証明書は、様式第10号による身分証明書によるものとする。

(提案の申請)

第13条 法第20条第1項、第2項、法第29条第1項又は第2項の規定による提案は、様式第11号による景観重要建造物（樹木）指定提案書を市長に提出することにより行うものとする。

(不指定の通知)

第14条 市長は、法第20条第3項又は法第29条第3項の規定による通知は、様式第12号による景観重要建造物（樹木）不指定決定通知書により行うものとする。

(指定の通知)

第15条 市長は、法第21条第1項又は法第30条第1項の規定による通知は、様式第13号による景観重要建造物（樹木）指定通知書により行うものとする。

(告示事項及び標識)

第16条 条例第19条第2項の規定による規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定番号及び指定年月日
- (2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
- (3) 景観重要建造物又は景観重要樹木の所在地

2 法第21条第2項又は法第30条第2項の規定により設置する標識は、前項各号に掲げる事項を記載するものとする。

(現状変更の許可申請等)

第17条 法第22条第1項又は法第31条第1項の規定により現状変更の許可を受けようとする者は、様式第14号による景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、現状変更を行おうとする日の30日前までに行わなければならない。

3 市長は、現状変更の許可をした場合は、様式第15号による景観重要建造物（樹木）現状変更許可書により通知するものとする。

(指定の解除)

第18条 市長は、条例第19条第3項の規定により景観重要建造物等指定の解除を行う場合は、様式第16号による景観重要建造物（樹木）指定解除通知書により行うものとする。

(所有者変更の届出)

第19条 法第43条の規定による所有者変更の届出は、様式第17号による景観重要建造物（樹木）所有者変更届出書より行うものとする。

(伊豆の国市景観審議会の組織)

第20条 条例第28条の規定に基づき設置する伊豆の国市景観審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総括し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第21条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開催することができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、所掌する事務の審議にあたり必要があると認めるときは、会議に関係者、参考人等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第22条 審議会の庶務は、景観庶務担当課において処理する。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日規則第10号)

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則 (令和3年2月4日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 1 (第 3 条、第 5 条、第 8 条関係)

行為	図書の種類	明示すべき事項
法第16条第1項第1号から第3号の行為	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界、建築物の位置及び緑化計画
	計画立面図及び断面図又は完成予想図	着色（各面の見付面積、仕上げ材の種類、各色の使用面積及びマンセル値）
	現況写真	行為地及びその周辺を含む。
条例第11条第1項第1号及び第3号の行為	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界及び行為の範囲
	計画平面図	行為の前後
	計画縦断面図及び計画横断面図	行為の前後
	緑化計画図	保存又は伐採若しくは植栽する木竹等の位置及び名称
	現況写真	行為地及びその周辺を含む
条例第11条1項第2号の行為	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界及び行為の範囲
	緑化計画	着色（行為後の緑化計画）
	現況写真	行為地及びその周辺を含む
条例第11条第1項第4号から第6号の行為	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界、建築物の位置及び緑化計画
	計画立面図及び断面図又は完成予想図	着色（各面の見付面積、仕上げ材の種類、各色の使用面積及びマンセル値）
	製品仕様書	規格値等
	現況写真	行為地及びその周辺を含む

別表2 (第4条関係)

	対象行為	市街化区域	市街化調整区域(蕪山反射炉周辺地区を除く。)	蕪山反射炉周辺地区	
				蕪山古川河川区 域ゾーン	住区・森林ゾ ン
条例第12条 第1項第1 号の行為	建築物の新 築、増築及 び改築	当該建築物の高 さが15メートル以下 又は敷地面積が 1,000平方メー トル未満のもの	当該建築物の高 さが10メートル以下 又は敷地面積が 1,000平方メー トル未満のもの		
	建築物の外 観を変更す ることとな る修繕若し は模様替 又は色彩の 変更	当該建築物の高 さが15メートル以下 又は敷地面積が 1,000平方メー トル未満、かつ、外観の 変更に係わる見付 面積が2分の1未 満のもの	当該建築物の高 さが10メートル以下 又は敷地面積が 1,000平方メー トル未満、かつ、外観の 変更に係わる見付 面積が2分の1未 満のもの		
条例第12条 第1項第2 号の行為	垣、柵及び 擁壁その他 これらに類 するもの	高さ3メートル未 満	高さ3メートル未 満		
	橋梁、高架 道路及び高 架鉄道その 他これらに 類する物件	長さ20メートル未 満	長さ20メートル未 満		
条例第12条 第1項第5 号の行為	都市計画法 (昭和43年 法律第100 号)第4条 第12項	開発面積が1,000平 方メートル未満	開発面積が1,000平 方メートル未満		開発面積が500 平方メートル未 満

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

景観計画提案書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） ⑩

（電話）

景観法第11条第3項の規定による景観計画の策定（変更）の提案をした
いので、次のとおり関係図書を添えて提出します。

記

- 1 景観計画の策定（変更）の素案
- 2 景観法第11条第3項に規定する同意を得たことの証拠書類

様式第2号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

行為届出書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） ㊟

（電話）

景観計画区域内における行為について、景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

建築物等の名称		
行為の場所		
地域地区の種別	用途地域指定	有（ 地域） ・ 無
	国立公園地域指定	有（ 地域） ・ 無
行為の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
行為者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者氏名）	
設計者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者氏名）	
行為の種別	建築物	新築・増築・改築・修繕・色彩の変更
	工作物	新築・増築・改築・修繕・色彩の変更
	その他	

1 建築物の概要	主要用途		構造		
		届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
	建築面積	m ²	m ²	m ²	
	延べ床面積	m ²	m ²	m ²	
	階数	地上 階 地下 階		高さ	m
	屋根	仕上げ方法		意匠	
				色彩 (マンセル値)	
	外壁	仕上げ方法		意匠	
色彩 (マンセル値)					
2 工作物の概要	種類		構造		
	高さ (地上高)	m (m)	面積	m ²	
	仕上げ方法			意匠	
色彩 (マンセル値)					
3 その他の概要	行為の面積	m ²			
	堆積の高さ	最高	m、最低	m	
添付書類					
* 受付	年 月 日			第	号

備考 *の欄は記入しないでください。

様式第3号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

行為変更届出書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） ㊞

（電話）

年 月 日付けで景観法第16条第1項の規定により届け出た事項を変更したいので、同条第2項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

記

建築物等の名称		
行為の場所		
行為の種別	建築物	新築・増築・改築・修繕・色彩の変更
	工作物	新築・増築・改築・修繕・色彩の変更
	その他	
当初届出年月日	年	月 日
整理番号	第	号
変更内容		

様式第4号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

適合証明書

第 号
年 月 日

様

伊豆の国市長 印

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認められ、景観法第18条第2項の規定により、行為の着手の制限期間を短縮することとしたので通知します。なお、行為の着手に当たっては、留意事項に配慮してください。

		※整理番号
行為の場所	伊豆の国市	
行為の種類		
短縮後の行為の着手の制限期間	年 月 日から 年 月 日	
留意事項		

様式第5号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

行為完了届出書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） ㊞

（電話）

年 月 日付けで景観法第16条第1項の規定により届け出た景観計画区域内行為が完了したので、伊豆の国市景観条例第14条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

建築物等の名称		
行為の場所		
行為の種別	建築物	新築・増築・改築・修繕・色彩の変更
	工作物	新築・増築・改築・修繕・色彩の変更
	その他	
当初届出年月日	年	月 日
変更届出年月日	年	月 日
整理番号	第	号
完了年月日	年	月 日

備考

周辺を含めた行為の完了の様子が確認できる写真を添付すること。

様式第6号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

行為通知書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） ㊟

（電話）

景観計画区域内における行為について、景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。

建築物等の名称		
行為の場所		
地域地区の種別	用途地域指定	有（ 地域）・無
	国立公園地域指定	有（ 地域）・無
行為の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
行為者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者氏名）	
設計者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者氏名）	
行為の種別	建築物	新築・増築・改築・修繕・色彩の変更
	工作物	新築・増築・改築・修繕・色彩の変更
	その他	

1 建築物の概要	主要用途		構造		
		届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
	建築面積	m ²	m ²	m ²	
	延べ床面積	m ²	m ²	m ²	
	階数	地上 階 地下 階	高さ	m	
	屋根	仕上げ方法		意匠	
				色彩 (マンセル値)	
外壁	仕上げ方法		意匠		
			色彩 (マンセル値)		
2 工作物の概要	種類		構造		
	高さ (地上高)	m (m)	面積	m ²	
	仕上げ方法		意匠		
色彩 (マンセル値)					
3 その他の概要	行為の面積	m ²			
	堆積の高さ	最高	m、最低	m	
添付書類					
* 受付	年 月 日				

備考 *の欄は記入しないでください。

様式第7号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

勧告書

第 号
年 月 日

様

伊豆の国市長 国

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画により定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、下記のとおり必要な措置をとることを勧告します。

なお、正当な理由なくこの勧告に従わないときには、伊豆の国市景観条例第32条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

記

建築物等の名称		
行為の場所		
行為の種別	建築物	新築・増築・改築・修繕・色彩の変更
	工作物	新築・増築・改築・修繕・色彩の変更
	その他	
整理番号	第	号
適合しないと認められる理由		
とるべき措置		
履行期限	年	月 日
報告期限	年	月 日
報告先		

備考 とった措置の内容が確認できる図書及び写真を添付すること。

様式第8号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

公表通知書

第 号
年 月 日

様

伊豆の国市長 国

あなたは、景観法第16条第3項の規定により景観計画区域内行為に対する勧告を受けましたが、正当な理由なくその勧告に従わないため、伊豆の国市景観条例第32条第1項の規定により、下記のとおり公表したので通知します。

記

公表の方法	
公表した理由	

様式第9号（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

命令書

第 号

年 月 日

様

伊豆の国市長

図

あなたがしようとする（した）行為が景観計画に定められた行為の制限に適合しないと認められるので、景観法第17条第1項及び第5項の規定により、下記のとおり必要な措置をとることを命じます

なお、この命令に違反したときは、同法第101条の規定により、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金若しくは同法第102条第1号の規定により、50万円以下の罰金に処されることがあります。

記

命令の対象となる行為	
命令の理由	
とるべき措置	
履行期限	年 月 日
報告期限	年 月 日
報告先	

備考 とった措置の内容が確認できる図書及び写真を添付すること。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊豆の国市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊豆の国市を被告として（訴訟においては、伊豆の国市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第10号(第12条関係)(用紙 縦5.5センチメートル 横9センチメートル)

第 号

年 月 日交付

身分証明書

所属

職名

氏名

上記の者は、景観法第17条第6項若しくは同法第23条第2項(同法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定により原状回復等を行い、又は同法第17条第7項の規定により立入検査若しくは立入調査をする権限を有する者であることを証明する。

伊豆の国市長

印

様式第11号（第13条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

景観重要建造物（樹木）指定提案書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） ㊞

（電話）

景観法第20条第1項又は第2項（第29条第1項又は第2項）の規定により、次の建造物（樹木）を景観重要建造物（樹木）として指定することについて、関係図書を沿えて提案します。

記

建造物の名称（樹木の樹種）	
建造物（樹木）の所在地	
建造物の用途	
建造物の建築年月日 （樹木の推定樹齢）	年 月 日（ 年）
建造物（樹木）の特徴	
添付図書	

備考

添付図書は、下記による。

- 1 当該建造物（樹木）や周辺の様子が分かる位置図、配置図、平面図、立面図等及び当該建造物（樹木）周辺を含めた様子が確認できる写真
- 2 景観法第20条第1項又は第2項（第29条第1項又は第2項）に規定する合意を得たことの証拠書類
- 3 その他当該提案に必要な図書

様式第12号（第14条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

景観重要建造物（樹木）不指定決定通知書

第 号
年 月 日

様

伊豆の国市長 印

年 月 日付けで提出のあった景観重要建造物（樹木）の指定に対する提案については、下記の理由により指定する必要がないと決定しましたので、景観法第20条第3項（第29条第3項）の規定により通知します。

記

景観重要建造物（樹木） に指定する必要がない と決定した理由	
--------------------------------------	--

様式第13号（第15条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

景観重要建造物（樹木）指定通知書

第 号
年 月 日

様

伊豆の国市長 国

景観法第21条第1項（第30条第1項）の規定により、景観重要建造物（樹木）に指定したので、下記のとおり通知します。

記

景観重要建造物（樹木）の 指定番号及び指定年月日	第 号	年 月 日
景観重要建造物の名称 （樹木の樹種）		
景観重要建造物（樹木）の 所在地		
景観重要建造物（樹木）の 所有者の氏名及び住所	氏名	
	住所	
指定の理由となった景観 重要建造物（樹木）の外観 の特徴等		

様式第14号（第17条第1項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） ㊞

（電話）

景観重要建造物（樹木）の現状変更の許可を受けたいので、景観法第22条第1項（第31条第1項）の規定により、次のとおり関係図書を添えて申請します。

記

景観重要建造物（樹木）の 指定番号及び指定年月日	第 号	年 月 日
景観重要建造物の名称 （樹木の樹種）		
景観重要建造物（樹木）の 所在地		
設計者	住所	
	氏名	
	電話番号	
施工者	住所	
	氏名	
	電話番号	
現状変更行為の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
現状変更行為の内容及び 理由		
添付図書		

備考

添付図書は、下記による。

- 1 現状変更行為の内容が分かる位置図、配置図、平面図、立面図等
及び当該建造物（樹木）周辺を含めた写真
- 2 その他当該現状変更申請に必要な図書

様式第15号（第17条第3項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

景観重要建造物（樹木）現状変更許可書

第 号
年 月 日

様

伊豆の国市長 印

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物（樹木）の現状変更については、下記の条件を付して許可します。

記

景観重要建造物（樹木）の 指定番号及び指定年月日	第 号	年 月 日
景観重要建造物の名称 （樹木の樹種）		
景観重要建造物（樹木）の 所在地		
現状変更の内容		
許可条件		

様式第16号（第18条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

景観重要建造物（樹木）指定解除通知書

第 号
年 月 日

様

伊豆の国市長 印

景観法第27条第1項及び第2項（第35条第1項及び第2項）の規定により、景観重要建造物（樹木）の指定を解除したので、下記のとおり通知します。

記

景観重要建造物（樹木）の 指定番号及び指定年月日	第 号	年 月 日
景観重要建造物の名称 （樹木の樹種）		
景観重要建造物（樹木）の 所在地		
景観重要建造物（樹木）の 所有者の氏名及び住所	氏名	
	住所	
景観重要建造物（樹木）の 指定解除年月日	年 月 日	
指定解除の理由		

様式第17号（第19条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

景観重要建造物（樹木）所有者変更届出書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） ㊞

（電話）

景観重要建造物（樹木）の所有者の変更をしたいので、景観法第43条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

景観重要建造物（樹木）の 指定番号及び指定年月日	第 号	年 月 日
景観重要建造物の名称 （樹木の樹種）		
景観重要建造物（樹木）の 所在地		
旧所有者	住所	
	氏名	
	電話番号	
新所有者	住所	
	氏名	
	電話番号	
所有者の変更年月日	年 月 日	
変更の理由		